

森づくりを行う市民活動を支援します

森林整備活動を行う市民団体や市民を対象とした森林・林業体験活動を行う市民団体へ、活動経費の一部を助成します。

私たちの住む広島市は、約68%を森林が占め、緑豊かな生活環境を形成しています。この貴重な森林を守り育て、健全な状態で22世紀の市民へ引き継いでいくことが私たちの使命です。そこで、この度広島県が導入した「ひろしまの森づくり県民税」の財源を活用して、里山林整備活動を行う団体や、市民へ森林環境教育の実体験の提供を目的とした森林・林業体験活動を行う市民団体への助成を行います。

対象となる団体

- (1) 営利を目的としない市民団体、NPO法人、森林ボランティア団体
- (2) 企業（活動自体が営利を目的としない活動であることが条件です。）



対象となる活動

(1) 団体自らが行う森林整備活動への助成（市民協働森づくり支援事業）

- ① 本市内で行う里山林等の森林整備活動が対象となります。
- ② ①の里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動です。

(2) 市民を対象とした森林・林業体験活動への助成（森林・林業体験活動支援事業）

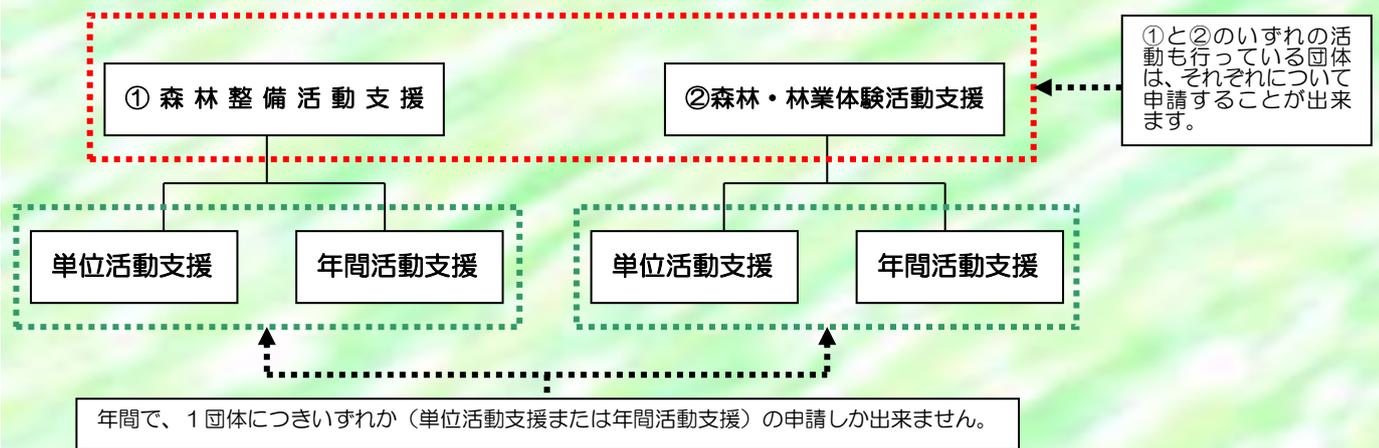
- ① 社会貢献活動として行う森林環境教育の推進を目的とした森林・林業体験活動であること。
- ② ①の森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験（植樹、下刈、枝打ち、間伐、炭焼き、しいたけ栽培等）、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動です。
- ③ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象となります。

助成の内容

- (1) 単位活動支援：森林内で使用する原材料費と動力機械使用保険料のみの申請を対象とした助成制度です。
- (2) 年間活動支援：人件費、食糧費、団体運営費を除く活動に必要な経費のすべてを対象とした助成制度です。

区分	内容	助成率及び金額
(1)単位活動支援	<ul style="list-style-type: none">活動に必要な資材の購入経費参加者やスタッフがチェーンソーや草刈機を使う際の保険加入経費	10/10以内 (助成の上限：20万円)
(2)年間活動支援	<ul style="list-style-type: none">単位活動支援の内容活動に必要な道具（ノコ・カマ・ナタ等）の購入経費施設等（施業路）の設置に要する経費講師への謝礼金など活動に必要な経費	1/2以内 (助成の上限：20万円)

申請にあたっての留意事項



- (1) 森林整備活動と森林・林業体験活動のいずれの活動も行っている団体は、それぞれについて申請をすることが出来ます。但し、団体の会計上、助成対象事業を明確に区別できることが条件となります。
- (2) 単位活動支援と年間活動支援は、いずれか一方の助成となります。
- (3) 活動に要する経費を対象とし、団体の運営に要する経費（会報の発行、定例会の開催経費など）は対象となりません。

補 足

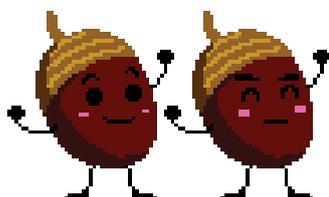
内容	説明
資材の定義	資材とは、活動場所においてのみ使用し、申請団体の会員以外の市民が継続的に利活用するために使用するものに限りです。 (苗木、肥料、支柱、土のう袋、階段用丸太、鳥獣害防除用ネットなど)
保険加入経費	動力機械（チェーンソー、草刈機）を使う活動を対象とした傷害及び損害賠償保険加入に要する経費を対象とします。動力機械を使わないボランティア活動は、市民活動保険の対象となります。
施設等の設置定義	施設等の設置とは、活動に必要な施設等の設置に限りです。 (参加者が安全に歩行するために設置する施業路、炭焼きに必要な炭焼窯など)
活動に必要な経費	講師への謝礼金など、活動の実施に必要な経費が対象となります。

手 続 き

- ① 助成を受けたい事業の内容について、事前にお問い合わせください。
- ② 所定の様式に必要事項を記入のうえ、農林整備課へ提出してください。
- ③ 農林整備課において、事業内容の審査を行い、適正と認められた場合に交付決定を行います。
- ④ 事業完了後、検査を行い、適正と認められた場合に補助金を交付します。

問 い 合 わ せ 先

内容で不明な点等ありましたら、遠慮なくお問い合わせください。



広島市役所 経済観光局農林水産部農林整備課
 (〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34)
 Tel 082-504-2249 (ダイヤルイン)
 Fax 082-504-2259
 E-mail nourin@city.hiroshima.lg.jp